

栄区公告第 36 号

公 示 送 達

次のとおり、書類の送達を受けるべき者の住所（所在地）等が不明である（法施行地にない）ので、国民健康保険法第 78 条及び地方税法第 20 条の 2 の規定により公示送達する。送達する書類は当区保険年金課に保管してあるので、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和 8 年 6 月 24 日

横浜市 栄 区長 松永 朋美

送達を受けるべき者	氏名又は 名 称	NGUYEN HAI DANG
送達する 書 類 名	差押調書（謄本）	
<p>（注意） 地方税法第 20 条の 2 第 3 項の規定により、掲示を始めた日から起算して 7 日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。</p>		